

# 7. 運賃等の割引・軽減

## ■鉄道運賃（JR）の割引

【問合せ先】盛岡駅インフォメーションセンター ☎019-622-3456  
 盛岡駅お客さま相談室 ☎019-625-2571  
 ≪ JR以外の割引については、各私鉄会社へ ≫

●障がい者や介護者が鉄道を利用する場合、運賃が割引されます。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳の所持者

▼割引の種類等

手帳の種類	利用方法	対象者	乗車券の種類	割引率	距離制限
第1種（介護者必要） 身体障害者手帳 療育手帳A	単独利用	本人	普通乗車券	5割	片道100km以上
	介護者と 同行利用	本人 介護者	普通乗車券 普通急行券 定期乗車券 回数乗車券		なし
					利用区間100kmまで 利用区間200kmまで
第2種（介護者不要） 身体障害者手帳 療育手帳B	単独利用	本人	普通乗車券		片道100km以上
	12歳未満の障がい 児が、介護者と同行 利用	介護者	定期乗車券		利用区間100kmまで

※JR線区間と私鉄等他鉄道会社線区間とまたがる場合（回数乗車券を除く）は発売範囲があらかじめ決められています。

※特急券、グリーン車、小児定期乗車券は割引されません

▼利用方法……乗車券を購入する窓口で、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。  
 無人駅利用のときは、車内で乗車券を購入するときに手帳を提示してください。  
 なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。

▼その他……鉄道運賃の割引については事業者ごとに異なる場合がありますので、詳細については各鉄道会社へお問合せください。

## ■国内航空運賃の割引

【問合せ先】国内の各航空会社

●満12歳以上の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、  
 及び同一便に搭乗する介護者

▼割 引 額……国内の各航空会社が設定する額

▼取扱区間……定期航空路線の国内線

▼利用方法……旅行会社等で搭乗券購入の際、各種手帳を提示してください。なお、航空券購入時  
 及び搭乗時ともそれぞれ手帳を携帯してください。

▼その他……各航空会社や区間、乗車券の等級によって割引額が異なりますので、詳細については航空券購入窓口にお問合せください。

## ■県内路線バス運賃の割引

【問合せ先】岩手県交通 ☎019-654-2141 / 岩手県北バス ☎019-641-1212

●障がい者や介護者が岩手県交通・岩手県北バス・JRバス東北を利用する場合、運賃が割引されます。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※ただし、写真貼付のない手帳は対象となりません

▼割引の種類等（岩手県交通・岩手県北バス・JRバス東北）

手帳の種類	対象者	乗車券の種類	割引率
第1種身体障害者手帳（介護者必要） 療育手帳A	本人 介護者	運賃	5割
		定期	3割※1
第2種身体障害者手帳（介護者不要） 療育手帳B	本人のみ	運賃	5割
		定期	3割※1
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	運賃	5割※2
		定期	対象外

※1 定期券の種類により割引内容が異なりますので、詳しくは各バス会社へお問合せください。

※2 岩手県内と他県を結ぶ高速バス、特急久慈こはく号、106急行バスは対象外になります。詳しくは各バス会社へお問合せください。

▼利用方法……運賃支払いの際、各種手帳（写真あり）を提示することにより割引されますが、手帳の写真により本人であることが確認されなければなりませんので、バスを利用される方は早めの写真更新手続きが必要です。

## ■タクシー運賃の割引

【問合せ先】岩手県タクシー協会 ☎019-638-1761

●障がい者が県内のタクシーを利用した場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※ただし、写真貼付のない手帳は対象とならない場合があります

▼割 引 率……1割引

▼利用方法……料金支払時に、各種手帳を提示してください。

▼そ の 他……精神障害者保健福祉手帳の取扱いについては事業所によって異なる場合がありますので、詳細については各事業所へお問合せください。

## ■フェリー旅客運賃の割引

【問合せ先】国内の各フェリー会社

●障がい者がフェリーを利用する場合、運賃が割引されることがあります。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

▼割 引 率……国内の各フェリー会社が設定する額

▼利用方法……旅行会社等で乗船券購入の際、各種手帳を提示してください。また、乗船時には手帳を携帯してください。

▼そ の 他……各フェリー会社や区間によって割引額が異なりますので、詳細については乗船券購入窓口にお問合せください。

## ■有料道路通行料金の割引

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【問合先】高速道路(株) ETC割引登録係

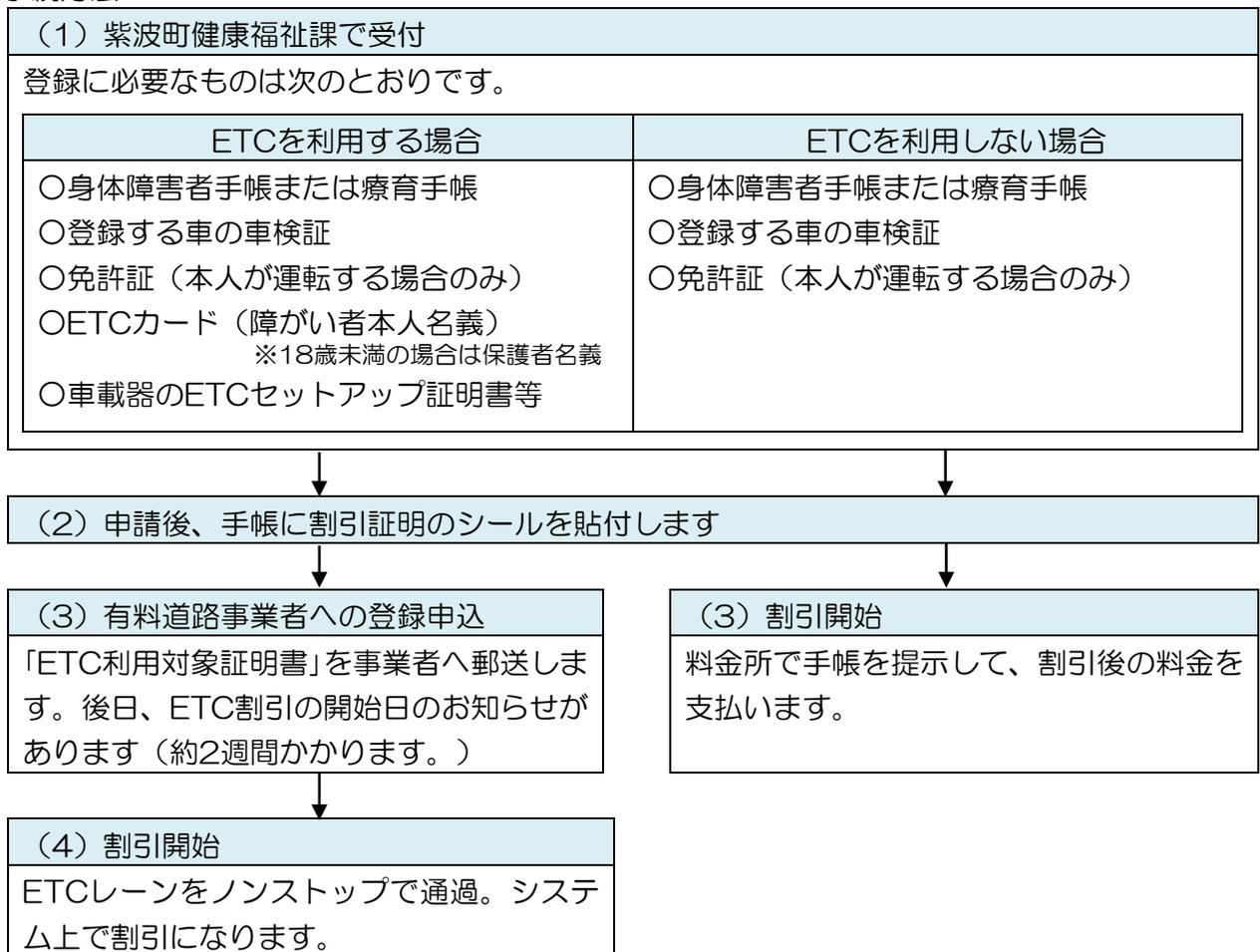
☎045-477-1233

●高速道路(株)の各社では、障がい者及びその介護者が有料道路を通行する場合、登録した乗用車1台に限り通常料金の半額にする割引を行っています。

▼対象……下記①～③のいずれかに該当する場合、割引の対象となります。

- ①(本人運転)「身体障害者手帳」の交付を受けている方が自ら運転する場合
- ②(介護者運転)「第1種身体障害者手帳」か「療育手帳A」の所持者を乗せて、介護者が運転する場合(上記の手帳をお持ちの方が自ら運転する場合も対象になります)
- ③自動車を保有していない方(事前に窓口での手続きは必要です)

▼手続方法



▼障害者手帳へのシール証明見本

●ご本人が運転される場合



●ご本人以外の方が運転される場合



※「介護」と記載のない場合、本割引は適用されません。

▼その他……以下の場合には更新または変更手続きが必要です。

- ①更新：割引有効期限後も継続して割引を受ける場合(2ヵ月前から更新手続きができます)
- ②変更：申請内容に変更がある場合(車両番号の変更、ETC利用者は住所やカード番号の変更等)

※自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請される方は、オンライン申請も可能です(障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要となります)

## ■NHKテレビ受信料の減免

【証明手続】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

【問合せ先】NHK盛岡放送局 ☎626-8823 (〒020-8555 盛岡市上田西四丁目1-3)

●障がい者に対するNHK放送受信料の減免が行われています。

### ▼対象及び減免内容

	全額免除	半額免除
身体障害者手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で <b>世帯員全員が町民税非課税</b>	<b>障害者手帳所持者が世帯主で</b> 障がい種別が視覚・聴覚障がい者の方、 または身体障害者手帳1級・2級の方
療育手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で <b>世帯員全員が町民税非課税</b>	<b>障害者手帳所持者が世帯主で</b> 療育手帳Aの方
精神障害者保健 福祉手帳	障害者手帳所持者がいる世帯で <b>世帯員全員が町民税非課税</b>	<b>障害者手帳所持者が世帯主で</b> 精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

▼手続方法……① 必要書類を持参の上、健康福祉課で「放送受信料免除申請書」をご記入いただきます。  
② 健康福祉課で免除事由の確認後、証明した申請書を役場からNHK盛岡放送局へ直接送付します。  
③ NHKから自宅へ減免決定通知書が郵送されます。（該当しない場合もNHKからその旨通知があります）

## ■携帯電話料金の割引

【問合せ先】携帯電話事業各社

●携帯電話事業の各社では、障がい者を対象とした携帯電話料金の割引を行っています。

▼対象……次の①～⑥のいずれかの交付を受けている方が対象です。

- ① 身体障害者手帳                      ② 療育手帳                      ③ 精神障害者保健福祉手帳  
④ 特定疾患医療受給者証              ⑤ 特定疾患登録者証  
⑥ 特定医療費（指定難病）受給者証

▼割引内容……各携帯電話会社によって割引になるサービス、金額が異なりますので、詳しくはお問合せください。

▼問合せ先

携帯電話会社 (サービス名称)	携帯電話からの 問合せ電話番号	一般電話からの 問合せ電話番号
NTTドコモ (ハーティ割引)	151 (無料)	0120-800-000 (無料)
KDDI au (スマイルハート割引)	157 (無料)	0077-7-111 (無料)
ソフトバンクモバイル (ハートフレンド割引)	157 (無料)	0800-919-0157 (無料)

## ■自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

【問合せ先】（自動車税・環境性能割） 盛岡広域振興局 県税部 間税課 ☎629-6546  
 （軽自動車税） 紫波町役場 税務課 住民税係 ☎672-2111

- 障がい者本人または障がい者同一生計の方が、障がい者所有（障がい者名義）の自動車はその障がい者のために使用されるとき、自動車税・軽自動車税が1台に限り免除されます。  
 ※ただし、福祉タクシー事業（タクシー助成券）と併用はできません。

▼対 象……下記の障がいを有する障がい者

障がい区分		障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合
視覚障がい		1級～4級	
聴覚障がい		2級、3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障がい		1級、3級、4級	
肝臓		1級～4級	
音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	
知的障がい		A	
精神障がい		1級	

- ▼対 象 車……①障がい者本人運転の場合は、障がい者本人が所有する自動車（4月1日時点）  
 ②生計同一者運転の場合は障がい者本人が所有する自動車（18歳未満の障がい児の場合は、本人の生計同一者が所有する自動車）で、障がい者の生業、通学、通院等のため運転する場合

▼手続方法……①自動車税（種別割）

自動車税の納税通知書、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳、車検証、マイナンバーもしくは通知カード、運転免許証（生計同一者の運転の場合、住民票の写し等）をもって、納期限7日前までに盛岡広域振興局県税部へ申請

②軽自動車税（種別割）

上記と同じものをもって、納期限までに町税務課へ申請

③環境性能割

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑、運転免許証（生計同一者の運転の場合、住民票の写し等）、現所有車の自動車税納入通知書を持参して盛岡広域振興局県税部へ申請（自動車登録と併せ、手続代行の依頼も可）

## ■所得税・住民税の障害者控除

【問合せ先】 (所得税) 勤務先の給与担当者または盛岡税務署 ☎019-622-6141  
(住民税) 紫波町役場 税務課 住民税係 ☎672-2111

- 所得税及び住民税の申告において、申告者本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがあるときは、下記の額を控除することができます。  
また、申告者と特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合は、同居特別障害者控除35万円（住民税は23万円）が、下記の控除額に加算されます。

### ▼控除額

控除の種類	対象障害等級	所得税の場合	住民税の場合
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1級	40万円	30万円

## ■相続税の障害者控除

【問合せ先】 盛岡税務署 ☎019-622-6141

- 相続人が85歳未満で障がい者のときは、その相続人が満85歳に達するまでの期間1年（1年未満切り上げ）に付き10万円（特別障害者は20万円）を相続税額から控除します。

▼問合せ先……詳しくは、盛岡税務署にお問い合わせください。

## ■贈与税の非課税の特例

【問合せ先】 盛岡税務署 ☎019-622-6141

- 特別障害者及び障害者のうち精神に障がいのある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。  
この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

▼問合せ先……詳しくは、盛岡税務署にお問い合わせください。

## ■障害者等のマル優（一定の限度額までの非課税貯蓄）

【問合せ先】 各銀行・証券会社等

- 身体障害者手帳の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方(妻)及び児童扶養手当を受けている方(児童の母)が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手續を要件に非課税の適用を受けることができます。  
マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに書類を提出して確認を受ける必要があります。

▼問合せ先……詳しくは、各銀行・証券会社までお問い合わせください。

## ■おむつ費用の医療費控除

【問合せ先】盛岡税務署 ☎019-622-6141

●いわゆる寝たきりの人等のおむつに係る費用について、所定の「おむつ使用証明書」の発行を受けた場合には医療費控除の対象とされます。

▼対 象……医師の診療時において、次の①、②のいずれの条件も満たす方が対象です。

- ① 傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる方
- ② 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

▼手続方法……おむつ代の領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び医師から発行を受けた「おむつ使用証明書」を所得税の確定申告書又は住民税の申告書に添付又は提示することで、医療費控除を受けることができます。

▼そ の 他……「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保管してください。

## ■ストマ用装具費の医療費控除

【問合せ先】盛岡税務署 ☎019-622-6141

●人工肛門または尿路変向（更）のストマを持ち、入院中または退院後もストマ用装具を使用することが不可欠であると医師が認めた場合は、ストマ用装具の購入に係る費用は医療費控除の対象となります。

▼対 象……次の①、②のいずれの条件も満たす方が対象です。

- ① ストマ用装具を使用することが治療上必要であると医師が認めた方
- ② 日常生活用具給付券の給付金額を超過して購入した分（自費購入した分）であること

※日常生活用具給付券の給付金額の範囲で購入した分は対象になりませんので、ご注意ください。

▼手続方法……ストマ用装具の購入に係る領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び医師から発行を受けた「ストマ用装具使用証明書」を所得税の確定申告書又は住民税の申告書に添付又は提示することで医療費控除を受けることができます。

▼そ の 他……「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保管してください。

## ■点字郵便物の郵便料金免除

【問合せ先】紫波郵便局 ☎672-3300

●視覚障がいの方が対象郵便物を郵送する場合、郵送料が免除されます。

- ▼対象物…… (1) 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物  
(2) 視覚障がい者用の録音テープなどの録音物または点字用紙を内容とする郵便物

▼利用方法……郵便物の表面左上部（横長の場合は右上部）に「点字郵便物」と記載してください。

## ■聴覚障がい者用・点字ゆうパック

【問合せ先】紫波郵便局 ☎672-3300

●障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃で利用できます。

### ▼内 容

聴覚障がい者用 ゆうパック	(1) 重量が30kgを超えないもの (2) 内容が容易に認定できるように包装して出されたもの (3) 外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」の文字が明瞭に記載したもの
点字ゆうパック	(1) 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること ① 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口もしくはそれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を投資することができるようにすること ② その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること (2) 外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること

### ▼運 賃 表

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	310円	410円	510円	620円	720円

## ■あづまね温泉保養施設（ききょう荘）利用料の割引

【問合せ先】あづまね温泉保養施設ききょう荘 ☎673-7670

●あづまね温泉保養施設ききょう荘では、町内に住所を有する70歳以上の高齢者、及び身体・知的・精神障がい者を対象に利用料の割引を行っています。

### ▼施設利用料金表

区分	大人	町内 70 歳以上及び 心身に障害のある方	小学生
入浴料	500 円	400 円	200 円
回数券（13 枚綴）	5,000 円	4,000 円	2,000 円

※割引 紫波町に住所を有する70歳以上の方または心身障がい者の方は、高齢者受給者証・後期高齢者被保険証・免許証・障害を証する手帳等をご提示の場合、割引料金となります。